

## 茨木市細街路等整備事業実施要綱施行基準

(要旨)

第1 この基準は、茨木市細街路等整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用地取得額)

第2 要綱第4第1項に定める用地取得額の算定については、当該土地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額又は付近宅地の1平方メートル当たりの固定資産税評価額に1.10を乗じて得た額に取得面積を乗じて得た額とする。

(工事補助)

第3 要綱第4第2項に定める工事補助金の額は、工事施工数量に標準工事費一覧表（令和6年度）に規定する標準工事費を乗じて得た額（1,000円未満は、切り捨てる。）とする。

2 前項の標準工事費一覧表に定めのないものは、別途積算基準により積算した額とする。

(諸手続補助金)

第4 要綱第5で定める諸手続きで、測量、分筆、登記等の手続きを市長自ら行う（公嘱）ものとは別に、敷地が確定されており、簡易に分筆できるものについては、測量、土地表示登記の手続きに対し総額100,000円を限度に補助する。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月3日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月16日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年4月21日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月13日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月6日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月5日から実施し、令和6年4月1日から適用する。